

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
大規模地震対策特別措置法第16条 災害対策基本法第23条第1項	大規模地震対策特別措置法に基づき、警戒宣言時の地震防災応急対策等の実施主体として「市町村警戒本部」が設置され、災害対策基本法に基づき、主に災害発生後の災害応急対策等の実施主体として災害対策本部が設置される。	e	i	大規模地震対策特別措置法に基づく市町村警戒本部は、地震予知情報の伝達や地震発生に備えた体制整備等、警戒宣言時（発災前）の市町村地域に係る地震防災応急対策等を実施する。（大規模地震対策特別措置法第18条第2項） 一方、災害対策基本法に基づく災害対策本部は、被災者の救護・救助等、主として災害発生後の災害応急対策等を実施する。（災害対策基本法第23条第4項） このように、両本部の事務は異なっており、地震発生前の警戒宣言時においては警戒本部という体制により対応することが適当である。	—	22000001	内閣府	警戒宣言発令時の警戒本部の置換えについて	5012	50120002	11	高浜市	2	警戒宣言発令時の警戒本部の置換えについて	大規模地震対策特別措置法に基づき、第3条に基づき地震防災対策強化地域に指定された市町村は、同第16条により警戒宣言が発令されたときは、「市町村地震災害警戒本部」を設置するものとされています。また、災害対策基本法第23条に基づき災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において市町村地域防災計画の定めにより、「災害対策本部」を設置することができることとされています。警戒宣言が発令されたら警戒本部を設置し、地震がおきたら災害対策本部が設置され警戒本部は廃止されます。災害対策本部と地震防災警戒本部の名前が代わるだけで行う事務や構成メンバーについてはほとんど同じです。そこで、警戒宣言を発令された時点で「市町村地震災害警戒本部」の代わりに、「災害対策本部」を設置することにより「市町村地震災害警戒本部」を設置したこととすることができるとし、大規模地震対策特別措置法の「地震災害警戒本部」を災害対策基本法第23条第1項に規定する「災害対策本部」に読み替えることができる措置を要望します。	いつ発表されるか分からない警戒宣言に対する「市町村地震災害警戒本部」を突然設置するには普段の訓練等が必要となりますが、台風、大雨等の災害時に設置する「災害対策本部」を警戒本部に設置すれば迅速に対応でき市民の被害を最小限に抑えることができます。今まで計画しただけで防災の体制をとっていたのがより実践的に対応できるようになり、地震災害に迅速に対応できるようになる。	災害対策基本法第42条に定める市町村地域防災計画に定めるところにより「災害対策本部」と大規模地震対策特別措置法第16条に定める「地震防災警戒本部」とが同じようなメンバーで構成しており、警戒宣言が発令されたら「地震災害警戒本部」を設置し、地震がおきたら「災害対策本部」が設置され「地震災害警戒本部」は廃止されます。災害対策本部と地震防災警戒本部の名前が代わるだけで行う事務や構成メンバーについてはほとんど同じです。台風等災害が起こる恐れのあるときは、注意報、警報等の発令により「災害対策本部」を設置して台風が来る前から処理が終わるまで設置しています。市町村の立場では同じ市町村地域防災計画のなかで「災害対策本部」の設置を定め、またその中で地震強化計画を定めようとして「地震災害警戒本部」の設置を定めています。二つの法律で定めている本部が市民に分かりにくい運営し難い状況になっています。台風の警報が出ているときに警戒宣言が出されると、両方とも設置しなければならなくなり市町では運営不可能です。そのため、警戒宣言を発令した時点で「市町村地震災害警戒本部」の代わりに、「災害対策本部」を設置することにより「市町村地震災害警戒本部」を設置したこととすることができるとし、大規模地震対策特別措置法の「地震災害警戒本部」を災害対策基本法第23条第1項に規定する「災害対策本部」に読み替えることができる措置を要望します。	
大規模地震対策特別措置法第8条第2項 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第2項	大規模地震対策特別措置法第8条第1項に規定する「地震防災規程」及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第1項に規定する「東南海・南海地震防災規程」の作成・変更においては、同条第2項の規定により都道府県知事への届出は不要とし、市町村長への写しの送付のみで足りるとしている。	e	i	大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災応急計画について、消防法に規定する消防計画又は予防規程において地震防災応急計画に相当する事項を定めた場合（「地震防災規程」という。）は、第8条第2項により都道府県知事への届出を不要としている。 なお、地震防災規程の内容について、消防責任者だけでなく災害対策の第一義的な責任者である市町村長が把握しておくことが必要であることから、市町村長に写しを送付することとしている。 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に規定する東南海・南海地震防災規程についても、同様である。	—	22000002	内閣府	地震防災応急計画に代わる地震防災規程の提出先一元化について	5012	50120003	11	高浜市	3	地震防災応急計画に代わる地震防災規程の提出先一元化について	大規模地震対策特別措置法第3条で地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）に、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条で東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」）に指定された地域内の法で定める施設又は事業所はそれぞれの法律により「地震防災応急計画」「対策計画」の作成義務があります。これらの計画は、みなし規定により消防法に定める消防計画又は予防規定の中にそれぞれ強化地域は「地震防災規程」、推進地域は「東南海・南海地震防災規程」を定めることにより作成したものとしてみなされます。この場合上記規程部分を修正したときは修正した規定の部分の写しを都道府県知事に届け出て、市町村長に写しを送付し、消防長又は消防署長へ消防計画の全体を提出する必要があり、その他の部分の消防計画の修正をした場合は消防長または消防署長へ提出します。そこで、消防計画本来の提出先の消防長又は消防署長へ提出することにそれぞれの計画を提出したものとする措置を提案します。	現在のように複数の提出先があると、計画の策定、変更に困難を極め策定率がなかなか上がらない状態ですが、提出先を1箇所にすることにより計画作成に効果があり、提出率が上がり地震に対する防災意識の向上につながる。	大規模地震対策特別措置法第3条で地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）に、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条で東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」）に指定された地域内の法で定める施設又は事業所はそれぞれの法律により「地震防災応急計画」「対策計画」の作成義務があります。これらの計画は、みなし規定により消防法第8条に定める消防計画又は第14条の2に定める予防規定の中にそれぞれ強化地域は「地震防災規程」、推進地域は「東南海・南海地震防災規程」を定めることにより作成したものとしてみなされます。予防規程の場合は、市町村長の認可を受けなければならないが、変更をした場合も同様で市町村長の認可が必要で、危険物の製造所等の規程なので消防本部等に提出しています。消防計画の場合上記規程部分を修正したときは修正した規定の部分の写しを都道府県知事に届け出て、市町村長に写しを送付し、消防長又は消防署長へ消防計画の全体を提出する必要があり、その他の部分の消防計画の修正をした場合は消防長または消防署長へ提出します。修正する部分が違うことにより提出先や提出部数が変わり混乱を招いています。そこで、消防計画、予防規程本来の提出先のための消防長又は消防署長、また市町村長へ提出することによりそれぞれの計画を提出したものとする措置を提案します。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
民法 第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示した場合には債権譲渡を行うことができない（民法第466条第2項）。	d		内閣府本府においても、経済産業省等の一部の国の機関と同様、債権譲渡禁止特約的部分的な解除を行っているところであり、現行制度下で対応可能である。		22000003	内閣府	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390002	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第29条（事前届出）、第56条の5（事後報告）	外国為替及び外国貿易法において内閣府本府は当該所管ではない。	f	—	—		22000004	内閣府	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50390002	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	外国為替及び外国貿易法において内閣府本府は当該所管ではない。	f	—	—		22000004	内閣府	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	5040007	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となつてしまったような場合には、何らかの適用除外を検討したい。例えば、上場会社の場合、株主名義の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討したい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となつてしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは適制ではないかと思われる。	
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（国庫）第11条の2	選定事業者によって建設される一棟の建物が「PFI事業として整備される公共施設部分」と「それ以外の民間収益部分」から構成される場合、後者については、私権の設定が一般的に禁止されている行政財産である土地について、選定事業者に対して、その貸付けを認めている。	b		平成16年6月3日の民間資金等活用事業推進委員会報告において、「PFI事業用施設に附帯する民間収益施設について、公共施設等の管理者等が適切と認める第三者への譲渡を可能とするよう、PFI法の改正に向けて積極的に検討を行うべきである」旨、提言されたところ。 内閣府及び財務省、総務省をはじめとした国公有財産制度を所管する関係省庁は、この提言の趣旨を尊重し、民間収益施設の第三者への譲渡について、積極的に検討中である。		22000005	内閣府	PFI事業における民間収益施設の流動化	5078	50780019	11	(社)日本経済団体連合会	19	PFI事業における民間収益施設の流動化	選定事業者のみならず選定事業者から建物の譲渡を受けた第三者にも土地の貸付けを認めるべく、PFI法11条の2を改正すべきである。		PFIの選定事業者以外の第三者への行政財産たる土地の貸付けを認めることで、選定事業者がPFIに付帯する民間収益施設を第三者に転売して資金を回収することが可能となる。なお、民間収益施設の第三者への転売に際しての条件等を予め実施方針に明記した上で民間事業者を公募し、PFI契約においてその遵守について取決めれば、素性の知れない第三者への転売は防止できると考えられ、PFI法で規制する必要性は少ないと考える。本件については、政府PFI推進委員会も中間報告書「PFIのさらなる展開に向けて」においてとりあげており、PFI法の改正という形で対応されるよう要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
補助金等に係る 予算の執行の適 正化に関する法 律 第22条	補助金等に係る 予算の執行の適 正化に関する法 律第22条で いう「政令で定める場合」は、同 法施行令第14条第1項各号に 定められているところであり、第 2号に定める処分制限期間は 「各省各庁の長が定める」もの とされている（制度上定めること を要するものではない）。	d		内閣府本府においては、財務 省令における処分制限期間の 定め等を勘案して適正な運用に 努めているところであり、現行制 度下で対応可能である。		22000006	内閣府	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間 については、各府省庁が別途政令で制 定するのではなく、財務省令にて、処分 制限期間の統一（一本化）を図り、既存の 政令は各府省庁において廃止されたいし、		・補助金適正化法第22条に基づく財産処 分制限期間は、各府省庁の政令により別 途定めるとされており、現状では、各府省 庁の政令を定める時期によりばらつきが 見られ、さらに改正後の但し書きには、財 務省令に連動した処分制限期間ではな く、改正後に取得した財産にのみ適用が 受けるように政令で告示されている。同 の補助金を活用し、整備したもの（例 鉄 筋コンクリート）や購入したもの（パワコ ン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制 限期間となっている。	